

南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR) と海洋保護区 (MPA)

2019年1月18日

第2回南極国際動向研究会

東京海洋大学 森 下 丈 二

南極生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会

(Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources: CCAMLR)

1 目的

南極の海洋生物資源について、漁獲対象種並びにその関連種及び依存種を含め、合理的利用を図りつつ保存する。

2 設立条約

南極の海洋生物資源の保存に関する条約

(Convention on the Conservation of Antarctic Marine Living Resources)

発効: 1982年4月7日, 我が国について効力発生: 1982年4月7日

3 委員会メンバー国等(25)

日本, アルゼンチン, 豪州, ベルギー, ブラジル, チリ, 中国, EU, フランス, ドイツ, インド, イタリア, 韓国, ナミビア, ニュージーランド, ノルウェー, ポーランド, 露, 南アフリカ, 西, スウェーデン, ウクライナ, 英国, 米国, ウルグアイ

(委員会は、条約の原加盟国又は条約発効後の加入国であって条約適用対象の海洋生物資源に関する調査活動または採捕活動を行っている国で構成される。条約締約国ではあるが委員会メンバーではない国は、ブルガリア, カナダ, クック諸島, フィンランド, ギリシャ, モーリシャス, オランダ, パキスタン, パナマ, ペルー, バヌアツの11か国。)

4 事務局所在地

ホバート(豪州)

5 対象水域

概ね南緯60度以南を中心とした水域で、条約に詳細に規定されている。

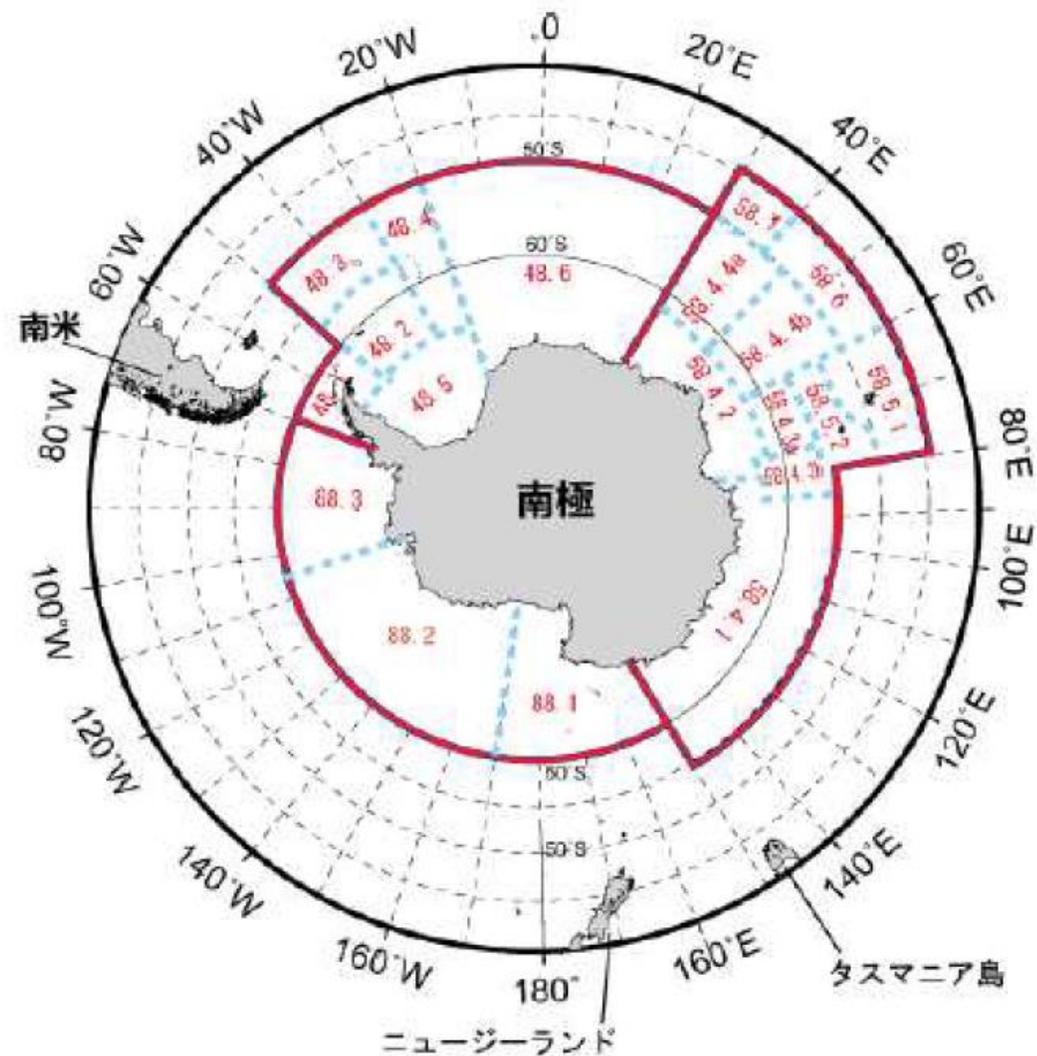
6 対象種

メロ(マゼランアイナメ), オキアミ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源

7 規制・保存措置

従来のオキアミ漁業に関する保存措置の他、近年のメロ(マゼランアイナメ)に関する違法・無報告・無規制(IUU)漁業の増大を背景に、メロ漁業に関する保存措置を強化(メロ漁獲証明制度, 締約国及び非締約国の遵守を促進するためのスキーム, 漁船監視システム(VMS)情報の事務局集中化等)。また、2011年に海洋保護区(MPA)設置のための一般枠組みに関する保存管理措置が採択されて以降、MPAの設定についても集中的な議論が行われている。

6. CCAMLR水域 (下図: 赤枠内)



海域図：(国研)水産研究・教育機構の資料に基づき水産庁で作成

8 主たる魚種の我が国漁獲量（単位：t）

	メロ	オキアミ
2007年	208	24,301
2008年	209	38,803
2009年	200	21,020
2010年	355	29,919
2011年	246	26,390
2012年	283	16,258
2013年	241	-
2014年	185	-
2015年	194	-

(注) 2016年漁期（2015年12月～2016年11月）における各魚種の総漁獲可能量（TAC）（単位：t）

メロ	オキアミ
10,995	5,740,000

CCAMLRにおける海洋保護区(MPA)

南極のロス海、世界最大の海洋保護区に (BBC 2016年10月28日)

南極の太平洋側にある海域、ロス海を海洋保護区(MPA)に指定することで、24カ国と欧州連合(EU)が27日、合意した。

海域の広さは157万平方キロに及び、世界最大の海洋保護区になる。保護区内では漁獲が35年間禁止される。

地球上で最も手付かずの環境が残るとされる海域の保護指定を、活動家らは歓迎しており、今後もさらに指定海域が増えると考えている。

豪ホバートで開かれている南極の海洋生物資源の保存に関する条約(CCAMLR)加盟国の会合で合意を発表したニュージーランドのマリー・マカリー外相は、指定は全会一致で決まったと述べた。指定をめぐる長年交渉が停滞していた。

ロス海とその大陸棚、大陸斜面は南極海のわずか2%を占めるが、アデリーペンギンの38%、アシナガウミツバメの30%、クロミンククジラの約6%が同海域に生息している。

一般市民からの投書

“Please create a legacy for humanity by agreeing at CCAMLR in 2014 to large scale, permanent, marine protected areas and no-take marine reserves in Antarctica's Ross Sea region and East Antarctica. Antarctica's waters are a remarkable home for wildlife and include some of the least impacted parts of the world's oceans. We're relying on our leaders to show leadership to protect our oceans for future generations.”

(2014年のCCAMLRで、南極のロス海と東南極海域において大規模で永久的な海洋保護区と捕獲全面禁止海域を設立することに合意して、人類のためのレガシーを築いてください。南極の海は野生生物の驚異的な棲家であり、世界の海洋の中で最も手つかずの海域を含みます。将来の世代のために、海を守るリーダーシップを示すことを期待します。)

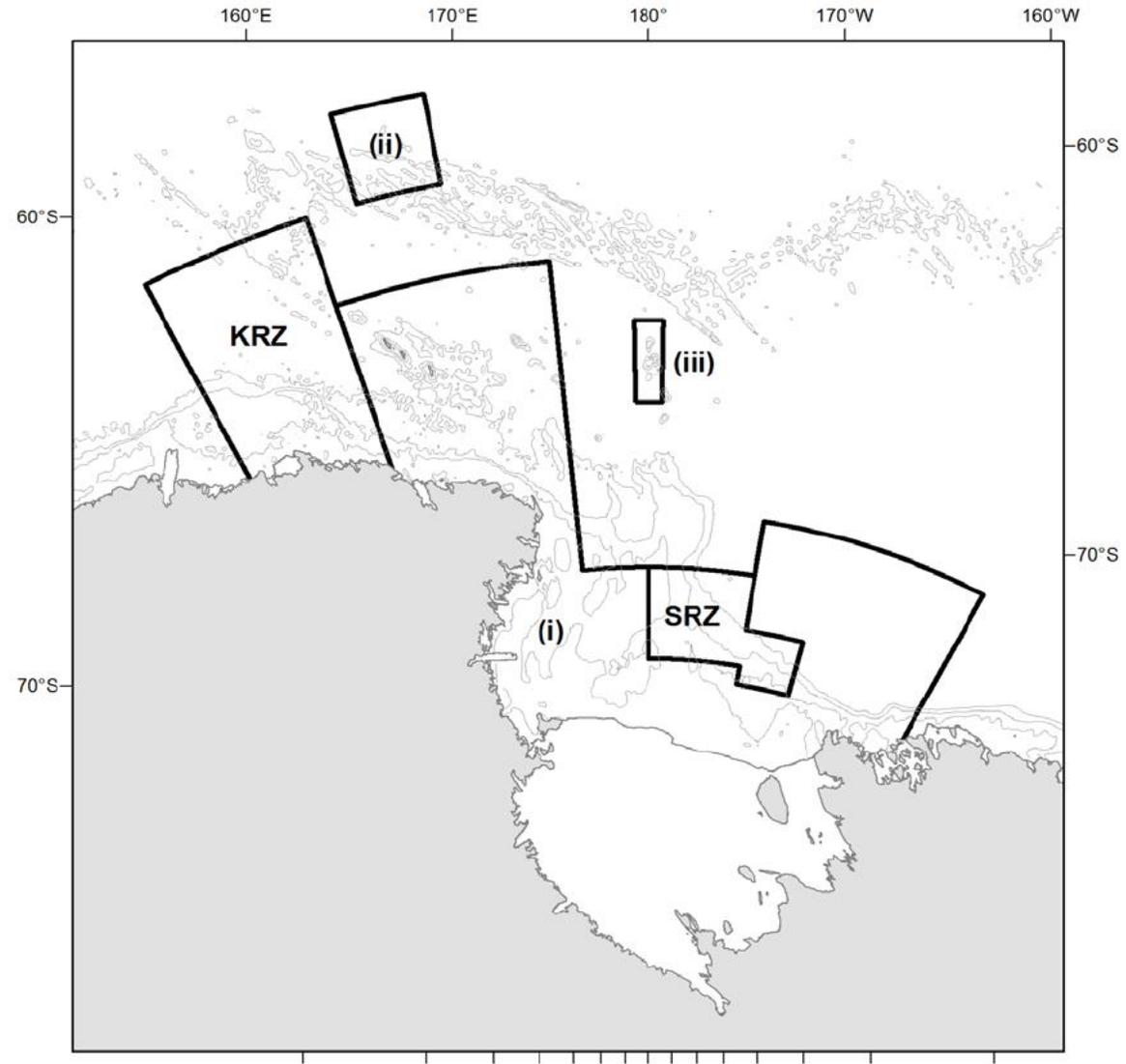


Figure 1: The Ross Sea region marine protected area, including the boundaries of the General Protection Zone, composed of areas (i), (ii), and (iii), the Special Research Zone (SRZ), and the Krill Research Zone (KRZ). Depth contours are at 500, 1 500 and 2 500 m.

CCAMLRにおける海洋保護区の考え方

CCAMLR 2011年 保存措置91-04

前文では、2002年のWSSDによる「2012年までにMPAの代表的ネットワークを設立する」との決定、条約第2条に規定されたCCAMLRの目的である南極海洋生物資源の保存、海洋生態系の保護に加えて気候変動や外来種の侵入の可能性への対応が言及されている。

第2項では、MPA設立の管理目標が列挙されている。MPAに関する議論では、しばしばその管理目標が軽視され、設立そのものが目的化されることを考えると、第2項の存在は重要。

- (i) 代表的な海洋生態系、生物多様性、そして生息域の保護
- (ii) 鍵となる生態系の機能(プロセス)、生息域、生物種の保護
- (iii) 自然の変化、捕獲等の海洋生物資源と生態系への影響のモニタリングのための科学的リフェレンス海域の設立
- (iv) 人間の活動の影響に対して脆弱な海域の保護
- (v) 地域生態系の機能に重要な要素の保護
- (vi) 気候変動の影響に適応する能力や抵抗力を維持するための海域保護

第3項では、MPAを設立するための保存措置に含まれるべき要素が規定されている。ここでは、例えば、上記の管理目標の特定、MPAの境界線の規定、MPAにおいて規制・禁止・管理される活動、管理計画と調査モニタリング計画、そして、存在する場合にはMPAの有効期限が言及されている。

第4項、第5項では、MPAの運営に必要な管理計画と調査モニタリング計画について規定し、管理目標の達成に必要な措置が述べられている。ここでは、データの収集や定期的な報告も含まれる。

第8項では、MPAを設立するための保存措置の有効性を検証するために、10年ごとのレビューが行われることが明記されている。

MPA設立自体が目的となり、設立後は何らフォローアップの無いこと(いわゆるペーパーMPA)が予想される短絡的な議論とは一線を画するもの。

CCAMLR第37回年次会合の結果

「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)第37回 年次会合」の結果について(水産庁プレスリリース抜粋)

2.開催日程及び場所

日程: 平成30年10月22日(月曜日)～11月2日(金曜日)

場所: ホバート(豪州)

4.我が国出席者

森下 丈二(もりした じょうじ)農林水産省顧問(東京海洋大学教授、我が国代表)ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人 水産研究・教育機構、国立極地研究所及び関係業界の関係者

5.結果概要

(1) 2019年漁期(2018年12月-2019年11月)のメロ、オキアミの保存管理措置

(ア)メロ

メロの総漁獲可能量(TAC)が11,629トン(前年漁期: 11,146トン)と決定されました。我が国漁船の操業が認められた海域のTACは、合計で4,441トン(前年: 4,339トン)となりました。また、現在閉鎖(操業禁止)されている海域において、メロ資源状況の調査を行うことを目的とする我が国の調査計画が昨年に引き続き認められました。

(イ)オキアミ

オキアミのTACが869.5万トン(前年漁期同)と決定されました。(我が国漁船の操業はない)

(2) 海洋保護区(MPA)の設置

ウェッデル海、東南極、南極半島西岸における海洋保護区の設置提案について協議が行われましたが、合意に至らず、引き続き協議することとなりました。

海洋保護区をめぐる国際的な動き

持続可能な開発に関する世界首脳会議 (World Summit on Sustainable Development (WSSD) 2002年 ヨハネスブルグ)

主要な国際会議でMPAに関する行動計画が示されたという意味においてWSSDはMPAに関する国際的議論のきっかけとなった。

WSSDは、その成果として「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」と「実施計画」を採択し、「実施計画」第32項(c)で、2012年までにMPAの代表的ネットワークを設立することを規定。

持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画

32. アジェンダ21第17章に従って、関連する国際文書に妥当な考慮を払い、全てのレベルで以下の行動をとることにより、海洋の保全及び管理を促進する。

(c) 生態系アプローチ、破壊的漁業慣習の排除、代表的ネットワークの2012年までの設立及び幼育の場と期間を保護するための期間・区域禁漁を含む国際法に整合し科学的情報に基づいたMPAの設置、適切な沿岸陸域の利用、集水域計画及び 海域・沿岸域管理の重要部門への統合を含む、多岐にわたるアプローチ及び手段の利用を開発・促進すること。

生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議 (2010年 名古屋)

愛知目標 戦略目標C

生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11:2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、公平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

国連環境開発会議(リオ+20 2012年 リオデジャネイロ) 成果文書 The Future We Want パラグラフ177

生物多様性条約第10回締約国会議での愛知目標を再確認。

177. 我々は、生物多様性の保全とその構成要素の持続的利用のための一つのツールとして、国際法に準拠し、最適で利用可能な科学的情報に基づいた、MPAを含む区域ベースの保全措置の重要性を再確認する。我々は、2020年までに、沿岸と海洋域の10%、特に生物多様性と生態系サービスにとって非常に重要な地域が、効果的で公平に管理され、生態系を代表し、かつよく連携された、保護区やその他の効果的な区域ベースの措置によって保全されるべきとの生物多様性条約第10回締約国会合の決定X/2に留意する。

2007年4月に施行された海洋基本法に基づいて翌2008年3月に作成された海洋基本計画において「日本型の」海洋保護区の設定が謳われた

海洋基本計画

2 海洋環境の保全等

(1) 生物多様性の確保等のための取組(抜粋)

さらに、生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つ的手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携のもと、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化したうえで、その設定を適切に推進する。

海洋保護区とは？ その定義

国際自然保護連合 (IUCN) 1994年総会決議19.46

IUCN定義

上部の水圏を含む、潮間帯 (intertidal) と潮下帯 (subtidal) における関連動植物、歴史、文化物で、法もしくははその他効果的な手段で区域全体あるいは一部の環境を保全するもの

“Any area of intertidal or subtidal terrain, together with its overlying water and associated flora, fauna, historical and cultural features, which has been reserved by law or other effective means to protect part or all of the enclosed environment”.

(Resolution 17.38 of the IUCN General Assembly, 1988, reaffirmed in Resolution 19.46 (1994))

IUCNの海洋保護区カテゴリー

Category I – 科学目的または自然保護のための保護区（厳格な自然保護区）

Category II – 生態系保護とレクリエーションのための保護区（国立公園）

Category III – 特定の自然の特徴を保護するための保護区（自然モニュメント）

Category IV – 管理された人間活動を通じた保全のための保護区（生息域・生物種管理区域）

Category V – 陸域海域の景観保全とレクリエーションのための保護区（景観保護区）

Category VI – 自然生態系の持続可能な利用のための保護区（資源管理保護区）

2004年 生物多様性条約(CBD)第7回締約国会議 Decision VII/5

CBDの定義

水体とそれに付随する動植物相及び歴史的文化的な性質を含む海洋環境又は隣接する区域であって、(法的)規制又は慣習を含む他の効果的な手法によって保護され、海洋又は沿岸の生物多様性が周辺よりも高度に保護されている区域

Any confined area within or adjacent to the marine environment, together with its overlying waters and associated flora, fauna, and historical and cultural features, which has been reserved by legislation or other effective means, including custom, with the effect that its marine and/or coastal biodiversity enjoys a higher level of protection than its surroundings.

(CBD COP7 Decision VII/5)